

平成
28年度

〈更新・変更のご案内〉

10万人の方に
ご加入いただいている
傷害保険です。

NTTグループ **団体傷害保険**

まもるくん

「まもるくん」は NTT 団体の団体総合生活保険のペットネームです。

NTTグループ 保険割引率

30.0% (団体割引率30%)

ケガによる入院・通院を
1日目から補償

※本人型保険料は月々590円～(天災危険補償なしの場合)

『家族型』なら
**家族のケガも
まとめて補償**

※家族型保険料は月々1,860円～(天災危険補償なしの場合)



保険期間

平成28年12月1日午後4時～平成29年12月1日午後4時

「まもるくん」加入内容変更依頼書

返送締切日(ユアサポート必着日) ▶ **平成28年9月23日(金)**

加入内容変更依頼書は印字のご加入内容に変更のある方のみご提出ください。ご提出のない方は現在のご加入内容で自動更新されます。

加入者票(ご加入内容を記載した一覧)は1月末頃にお届けいたします。



ご加入内容をご確認ください。

更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。
上記契約内容変更受付期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出がない限り、当パンフレットに記載の補償内容・保険料等にて契約更新させていただきます。
加入内容変更依頼書の記載事項等につきましては、10ページの「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正のうえ、ご提出をお願いいたします。
ご不明な点がございましたら、幹事取扱代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

平成28年12月1日始期契約のお手続きについて

〈加入内容変更依頼書は印字のご加入内容に変更のある方のみご提出ください。

ご提出のない方は現在のご加入内容で自動更新されます。〉

なお、電通共済生協組合員の方におかれましては、平成28年7月12日時点での電通共済生協の登録データにて加入内容変更依頼書の加入者基本情報(◆箇所)欄に印字しております。

お手続きのスケジュールについて

保険期間：平成28年12月1日午後4時～平成29年12月1日午後4時

平成28年
8月10日頃より
各加入者様のご自宅宛に
郵送します

更新のご案内をご確認いただき、ご加入内容に変更のある方は返信用封筒にて加入内容変更依頼書を提出

平成28年
12月1日午後4時

更新後契約
補償開始

**加入内容変更依頼書
返送締切日** (平成28年
9月23日)
(ユアサポート必着)

上記変更手続きは平成28年12月1日始期契約に反映いたします。なお、ユアサポートへの加入内容変更依頼書の提出締切を過ぎてからのお申出は12月1日以降の受付となります。現契約への変更手続きに関しては下記「各種手続きの受付できない期間について」をご確認ください。

各種手続きの受付できない期間について

- 平成28年6月26日から平成28年12月1日までの期間は、更新準備のため、また保険会社のシステムデータの移行作業等を行うため、補償内容の変更、中途脱退等の各種手続きは受付できません*。

*退職を理由とした脱退手続き、退職者団体への移行等、一部手続きについてのみ例外として受け付けます。

加入者票(ご加入内容を記載した一覧)の発送について

- 加入者票は1月末頃にお届けいたします。

加入内容変更依頼書の記入方法について

【変更せず更新される方】

加入内容変更依頼書の提出は不要です。現在のご加入内容で更新されます。

【補償内容を変更される方】

加入内容変更依頼書の「補償内容を変更する」に○をつけていただき、パンフレットの5・6ページをご覧ください。ご希望のプランをお選びください。なお加入内容変更依頼書の②の赤枠内に必ずご署名ください。

【解約される方】

加入内容変更依頼書の「更新(継続)しない(解約する)」に○をつけてください。なお加入内容変更依頼書の②の赤枠内に必ずご署名ください。

【◆箇所のみ(住所・氏名等)変更される方】

〈電通共済生協組合員の方〉

加入内容変更依頼書に記載の加入者基本情報(◆箇所)は平成28年7月12日時点での電通共済生協の登録データの内容を印字しております。平成28年12月1日以降の加入者基本情報(◆箇所)につきましては12月1日時点での電通共済生協の登録データの内容を反映させていただきます。記載内容を変更される場合は労働組合・組織にお申出いただき、電通共済生協「火災共済・自然災害共済申込書」または「本人・家族情報変更通知書」にてお手続きをお願いします。

〈電通共済生協組合員ではない方〉

加入内容変更依頼書の印字に記載誤りや記載漏れがある場合は加入内容変更依頼書の「◆箇所のみ変更(住所・氏名等)」に○をつけてください。修正箇所を二重線で抹消のうえ余白に記入してください。なお加入内容変更依頼書の②の赤枠内に必ずご署名ください。

お手続き方法等

▼加入者資格

- 日本電信電話(株)およびその子会社および関連会社の在職者で、毎月給与の支払いを受け、かつ一般社団法人電気通信共済会で保険料の給与控除可能な方
- 日本電信電話(株)およびその系列会社の退職者*

* 退職者とは、日本電信電話(株)およびその系列会社に10年以上勤続された方、または退職時に在職者として「まもるくん」に加入されていた方を指します。(勤続10年未満の方は一度脱退されると再加入できませんのでご注意ください)

▼お手続き方法

- 加入内容変更手続き(解約を含みます)
加入内容変更依頼書にご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。(詳しくは加入内容変更依頼書に付属の記入例をご覧ください)
- 保険期間の開始
タイプ変更や補償内容変更は翌月1日午後4時から補償開始となり、補償期間は平成29年12月1日午後4時までとなります。(変更書類の代理店受付日が26日～31日となった場合は翌々月から補償開始(変更))
※保険期間は平成28年12月1日午後4時から平成29年12月1日午後4時となります。
- 保険料お支払い(12回払い)

| | 在職者 | 退職者 |
|--------|---------------------|------------------------------------|
| 払込方法 | 賃金控除のみ(毎月控除) | ご指定の金融機関から口座振替(毎月振替) |
| 払込開始時期 | 補償開始月の2ヶ月後の賃金から控除開始 | 補償開始月の2ヶ月後の27日(土日祝日の場合は翌営業日)から振替開始 |

2ヶ月続けて引き落としが不能となった場合は、原則として保険会社に対して脱退手続きをとりまますのでご了承ください。

▼保険期間中に休職または退職された場合について

保険料のお支払方法を口座振替へ変更することにより休職中または退職後も引き続きご加入できます。取扱代理店から口座振替手続きのご案内をいたしますので、その際は、速やかにお手続きください。

補償内容のご案内

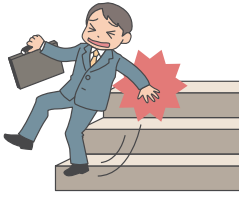
基本補償 (傷害補償)

国内外を問わず日常生活やレジャー等で起こる さまざまな『急激かつ偶然な外来の事故によるケガ』に対応！

(ご病気や交通事故によるケガ等は対象になりません)

こんな『ケガ』を補償します！

学校や通勤途中のケガ



駅構内(改札内)ホーム上のケガは対象になりません。

レジャー中のケガ



日常生活におけるケガ



こんな『ケガ』は
お支払い対象外です

交通乗用具利用中のケガ



電通共済生協の「交通災害共済」の加入の有無にかかわらず、「交通災害共済」の補償対象となる事故については、保険金をお支払いしません。

おすすめ

天災危険補償 (傷害事故)

『天災危険補償あり』タイプをおすすめしています！

補償の対象となる方が地震、噴火またはこれらに起因する津波によってケガをされた場合に「天災危険補償あり」タイプなら補償されます。

(オプションについては、地震、噴火またはこれらに起因する津波による事故は、補償されません)



被保険者等 (保険の対象となる方など)

| | | 本人*1 | 本人の配偶者 | 本人・配偶者以外のご家族 |
|-------|---|------|--------|--------------|
| 基本契約 | 死亡保険金 | ○ | × | × |
| | 後遺障害保険金 | ○ | ○ | × |
| | 入院保険金 | ○ | ○ | ○*2 |
| | 手術保険金 通院保険金 | ○ | × | ○*3 |
| オプション | ・個人賠償責任補償*4 ・受託品賠償責任補償*4 ・携行品損害*5 ・住宅内生活用動産*6 ・ホールインワン・アルバイトロス費用*7 | | | |

*1 2ページの加入者資格(保険の対象となる方)に該当する方。
 *2 本人またはその配偶者の同居の親族、「本人またはその配偶者の別居の未婚の子」が対象となります。
 *3 本人の同居の親族(配偶者を除く)、「本人の別居の未婚の子」が対象となります。
 *4 全てのタイプにおいて、本人、本人の配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の未婚の子が被保険者(保険の対象となる方)となります。本人が未成年である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者(本人の親族のみ)、被保険者(保険の対象となる方)が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者(責任無能力者の親族のみ)も保険の対象となる方に含まれます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります)。
 *5 基本契約で保険の対象となる方が携行し所有する身の回り品の偶然な事故が対象となります。
 *6 基本契約で保険の対象となる方が居住の用に供される住宅内に所在し、基本契約で保険の対象となる方が所有する生活用動産が対象となります。
 なお、以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。
 ・保険の対象となる方の単身赴任先 ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先
 *7 全てのタイプにおいて、ご加入時にご選択いただいた方(基本契約が本人型では「本人のみ」、夫婦型では「本人のみ」または「ご夫婦のみ」、家族型では「本人のみ」「ご夫婦のみ」「配偶者を除くご家族」「ご家族」、家族型(配偶者除く)では「本人のみ」「ご夫婦のみ」または「配偶者を除くご家族」のいずれか)が対象となります。
 ※上記の親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。
 ※上記の「同居」、「親族」等については、ご加入者に対して、保険会社が直接、内容を確認させていただくことがあります。
 「同居」とは、同一家庭に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無又は、住民票の記載の有無は問いません。なお、二世帯住宅は原則別居の扱いになります。
 ※家族型・夫婦型の保険の対象となる方ご本人が死亡した場合は、保険期間の終了までは、ご本人部分の補償を除く契約として取り扱うことができます。

オプション(組み合わせ自由)

必ず基本契約の加入が必要です

日常生活上のさまざまな事故もしっかりサポート!

個人賠償責任補償

国内外を問わず、日常生活上の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなど、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

※日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り示談交渉は原則として東京海上日動が行いません。

自転車で他人にぶつかりケガをさせてしまった



飼い犬が他人に噛みつきケガをさせてしまった



買い物中に高価な商品を落として壊してしまった



受託品賠償責任補償

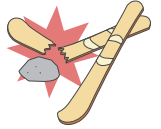
国内で他人から借りたもの、預かったものを国内外で損壊・盗難され、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

※示談交渉は東京海上日動では行いません。

借りていたスーツケースを落として壊してしまった



借りていたスキーの板を壊してしまった



借りていたビデオカメラを落として壊してしまった



携行品損害

国内外を問わず、外出先で携行品が損壊・盗難等の偶然な事故によって損害を被った場合に補償します。(紛失・置き忘れ等は除きます。)

外出先でカバンを盗難されてしまった



外出先でカメラを落として壊してしまった



プレー中にゴルフクラブをダブって折ってしまった



住宅内生活用動産

住宅内の家財が、火災・水災・盗難等の偶然な事故によって損害を被った場合に補償します。(国内のみ)

空き巣に侵入され、貴金属類*1が盗まれた



ホールインワン・アルパトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場でホールインワン・アルパトロスを達成した場合に慣習として負担する費用を補償します*2。(国内のみ)

原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルパトロスは保険金お支払いの対象にはなりません。



国内の損害賠償事故について「示談交渉サービス」があります。ただし、国外での事故および、受託品賠償責任補償については、示談交渉はありません。

*1 貴金属・宝石・美術品等につきましては、1個(1組)あたり30万円を限度とします。

*2 原則としてゴルフ場のキャディと同伴プレーすること等が条件となります。

重要 平成28年12月1日始期契約からの主な改定ポイント

1 平成28年12月1日始期契約の約款の主な改定ポイント

(1) 傷害補償のみなし通院(通院保険金)の規定の明確化

●のみなし通院の対象となる「ギブス等」の定義を明確化します(サポーター、テーピング等支払対象外の固定具を明記します)。詳細は7ページをご覧ください。

(2) 賠償責任に関する補償の補償範囲の拡大

●個人賠償責任補償、受託品賠償責任補償等において、賠償事故を起こした被保険者が責任無能力者の場合に、その方の親権者や監督義務者を被保険者に追加します。詳細は3ページをご覧ください。

(3) 受託品賠償責任補償・携行品損害・住宅内生活用動産の免責規定の改定

●画像表示装置(液晶ディスプレイ、プラズマディスプレイ等)の単独損害の免責規定を廃止します。

※但し、携帯電話、ノート型パソコン等に対する損害は補償の対象外となります。

(4) 個人賠償責任補償の免責規定の緩和

●従来は「職務遂行に直接起因する損害賠償責任」を一律免責としていましたが、ゴルフの競技または指導を職業とする方以外については、ゴルフプレー中の事故も補償の対象とします。

2 保険金請求時の必要書類のご提出等について

過去の保険金支払状況に応じて診断書のご提出や医療機関への照会等をさせていただく場合がございますので予めご了承ください。

※「保険金をお支払いする主な場合」、「保険金をお支払いしない主な場合」については、7ページ以降をご覧ください。

保険金額（お支払いする保険金の限度額）と月額保険料

割引率
30.0%

基本契約（傷害補償）

（団体制引率30%）

「まもるくん」傷害補償は、入院日額13,500円、通院日額4,500円が限度となります。

本人型

| タイプ▶ | | P1 | P2 | P3 |
|-------|-----------|---------------|---------------|----------------|
| 保険金額 | 入院日額（手術*） | 4,500円 | 9,000円 | 13,500円 |
| | 通院日額 | 1,500円 | 3,000円 | 4,500円 |
| | 死亡・後遺障害 | 300万円 | 600万円 | 900万円 |
| 月額保険料 | 天災危険補償あり | 710円 | 1,420円 | 2,130円 |
| | 天災危険補償なし | 590円 | 1,180円 | 1,770円 |

夫婦型

| タイプ▶ | | C1 | C2 | C3 |
|-------|-----------|---------------|---------------|----------------|
| 保険金額 | 入院日額（手術*） | 4,500円 | 9,000円 | 13,500円 |
| | 通院日額 | 1,500円 | 3,000円 | 4,500円 |
| | 死亡・後遺障害 | 300万円 | 600万円 | 900万円 |
| 月額保険料 | 天災危険補償あり | 1,140円 | 2,280円 | 3,420円 |
| | 天災危険補償なし | 900円 | 1,800円 | 2,700円 |

家族型

| タイプ▶ | | F1.F'1 | F2.F'2 | F3.F'3 |
|----------------|-----------|---------------|---------------|----------------|
| 保険金額 | 入院日額（手術*） | 4,500円 | 9,000円 | 13,500円 |
| | 通院日額 | 1,500円 | 3,000円 | 4,500円 |
| | 死亡・後遺障害 | 300万円 | 600万円 | 900万円 |
| タイプ▶ | | F1 | F2 | F3 |
| ご家族 月額保険料 | 天災危険補償あり | 2,300円 | 4,600円 | 6,900円 |
| | 天災危険補償なし | 1,860円 | 3,720円 | 5,580円 |
| タイプ▶ | | F'1 | F'2 | F'3 |
| 配偶者除く 月額保険料 | 天災危険補償あり | 1,870円 | 3,740円 | 5,610円 |
| | 天災危険補償なし | 1,550円 | 3,100円 | 4,650円 |

* 手術保険金は、入院中以外の手術（外来手術）の場合に入院保険金日額の5倍、入院中の手術の場合に入院保険金日額の10倍をお支払いいたします。
傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

保険期間：1年

オプション (組み合わせ自由)

| 個人賠償責任 | 受託品賠償責任 | 携行品損害 | 住宅内生活用動産 | ホールインワン・アルパトロス費用 |
|--|---|---|--|--|
| 1事故限度額 無制限 (国外1億円) (免責金額なし) | 保険期間中限度額 20万円 (免責金額5,000円) | 保険期間中限度額 30万円 (免責金額5,000円) | 保険期間中限度額 500万円 (免責金額5,000円) | 1事故限度額 50万円 (免責金額なし) |
| 100円 | 120円 | 120円 | 1,040円 | 加入者本人 350円 |
| 1事故限度額 無制限 (国外1億円) (免責金額なし) | 保険期間中限度額 20万円 (免責金額5,000円) | 保険期間中限度額 30万円 (免責金額5,000円) | 保険期間中限度額 500万円 (免責金額5,000円) | 1事故限度額 50万円 (免責金額なし) |
| 100円 | 120円 | 140円 | 1,060円 | ご夫婦 530円 加入者本人のみ 350円 |
| 1事故限度額 無制限 (国外1億円) (免責金額なし) | 保険期間中限度額 20万円 (免責金額5,000円) | 保険期間中限度額 30万円 (免責金額5,000円) | 保険期間中限度額 500万円 (免責金額5,000円) | 1事故限度額 50万円 (免責金額なし) |
| 100円 | 120円 | 180円 | 1,110円 | ご家族 840円 配偶者を除くご家族 660円 ご夫婦のみ 530円 加入者本人のみ 350円 |

(ご注意)

- 各種オプションは基本契約にあわせて選択できますが、オプションだけのご加入はできません。
- 死亡保険金は法定相続人に支払われます。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者(保険の対象となる方)の同意を得てください。また、同意のないままにご加入された場合には保険契約が無効となります。
- オプションについては、地震、噴火またはこれらに起因する津波による事故は、補償されません。
- 基本契約については、加入者1人あたり1タイプの加入となります。

※P.4「平成28年12月1日始期契約からの主な改定点」も併せてご参照ください。
 ※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、5・6ページに記載の「保険金額（お支払いする保険金の限度額）と月額保険料」をご確認ください。

傷害補償

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
 保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、引受保険会社は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

| | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|----------|----------------|--|
| 傷害補償基本特約 | 死亡保険金 | <ul style="list-style-type: none"> ●電通共済生協の交通災害共済で補償対象となる以下の事故によるケガ（交通災害共済の加入の有無を問いません） <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路運行中の交通機関に搭乗していない方の、運行中の交通機関との衝突・接触・火災・爆発等による事故 (2) 道路運行中の交通機関に搭乗している方の、急激かつ偶然な外因による事故（以下「不慮の事故」といいます） (3) 乗客（入場者含む）として改札口のある交通機関の乗降場構内（改札の内側）における不慮の事故 (4) 道路を通行中の方の次に挙げる不慮の事故①建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下②崖崩れ・土砂崩れまたは岩石等の落下③火災または破裂・爆発（「交通機関」とは、電車・自動車・バイク・航空機・船舶・自転車・エスカレーター・エレベーター・山車等をいいます（一輪車やキックボード等は含まれません）） ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ <ul style="list-style-type: none"> ※天災危険補償特約をセットしたタイプについては、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガについても、保険金をお支払いします。 ●保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ●無免許運転、麻薬等を使用している運転、酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ●脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ●外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ●ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ●自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの等 |
| | 後遺障害保険金 | |
| | 入院保険金 | |
| | 手術保険金 | |
| | 通院保険金 | |

【その他の主な特約とその概要】

賠償責任に関する補償

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

| | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|-------------|--|---|
| 個人賠償責任補償特約 | <p>国内外において以下のような事故により、他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日常生活に起因する偶然な事故 ●保険の対象となる方ご本人が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行ないます。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※お問い合わせの多い自転車の賠償事故は補償対象となります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*)によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●航空機、船舶、車両^{*2}または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導^{*3}中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 ゴルフ場構内におけるゴルフ・カートを除きますが、運転するゴルフ・カート自体の損壊等は補償の対象となりません。なお、自転車などの原動力がもっぱら人力である船舶または車両とはみなしません。</p> <p>*3 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p> |
| 受託品賠償責任補償特約 | <p>国内で受託した家財(受託品)が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>▶損害額(損害賠償責任の額)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額^{*1}を限度とします。</p> <p>※示談交渉は東京海上日動では行ないません。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※以下のものは補償の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車・自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・携帯電話、ノート型パソコン等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・設備・什器や商品・製品等 ・動物、植物等の生物 ・乗車券、通貨等 ・貴金属、宝石、美術品等 ・データやプログラム等の無体物 <p>等</p> <p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●航空機、船舶または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ●受託品を使用不能にしたことに起因する損害賠償責任(収益減少等)によって保険の対象となる方が被る損害 ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ●差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ●受託品が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ●自然の消耗またはさび・かび等による損害 ●すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ●電氣的または機械的事故に起因する損害 ●受託品の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 <p>等</p> |

財産に関する補償

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

| | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|-------|--|---|
| 携行品特約 | <p>国内外での、保険の対象となる方が所有する、一時的に持ち出された家財や携行中の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額^{*1}を限度とします。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※以下のものは補償の対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車・自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・携帯電話、ノート型パソコン等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券(小切手は含みません。)等 ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・設備・什器や商品・製品等 ・動物、植物等の生物 ・データやプログラム等の無体物 <p>等</p> <p>*1 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ●差し押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ●保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ●自然の消耗またはさび・かび等による損害 ●すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ●電氣的または機械的事故に起因する損害 ●保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 ●保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 <p>等</p> |

| | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|------------|---|--|
| 住宅内生活用動産特約 | <p>国内での保険の対象となる方の居住に使用する住宅内(敷地を含みません。)に所在し、保険の対象となる方が所有する家財*1に損害が生じた場合</p> <p>▶ 損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額*2を限度(乗車券、通貨等は合計5万円、貴金属、宝石、美術品等は1個あたり30万円を限度)とします。また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※ 以下のものは補償の対象となりません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車・自転車、船舶等 ・サーフボード、ラジコン模型等 ・携帯電話、ノート型パソコン等 ・コンタクトレンズ、眼鏡等 ・手形その他の有価証券(小切手は含みません。) ・クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等 ・設備・什器や商品・製品等 ・動物、植物等の生物 ・データやプログラム等の無体物 <p style="text-align: right;">等</p> </div> <p>*1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方の単身赴任先 ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先 <p>*2 同じものを新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を控除して算出した金額をいいます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ・無免許運転、麻薬等を使用しての運転、酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗またはさび・かび等による損害 ・すり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち等の単なる外観上の損傷であってその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的の事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 <p style="text-align: right;">等</p> |

費用に関する補償

※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
 ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

| | 保険金をお支払いする主な場合 | 保険金をお支払いしない主な場合 |
|----------------------|--|--|
| ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 | <p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルパトロスを達成した場合</p> <p>● 同伴競技者および同伴キャディ等*1の両方が目撃したホールインワンまたはアルパトロス(公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*1のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルパトロス)</p> <p>● 記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルパトロス</p> <p>▶ 達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルパトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※ 保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。</p> <p>※ 「ホールインワン・アルパトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルパトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルパトロス ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ <p style="text-align: right;">等</p> |

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

▼ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申し込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書(11～14ページ)等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。
 - 保険金をお支払いする主な場合
 - 保険金額（ご契約金額）、免責金額（自己負担額）
 - 保険期間（保険のご契約期間）
 - 保険料・保険料払い込み方法
 - 保険の対象となる方
2. 加入内容変更依頼書の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記載誤りがある場合は、加入内容変更依頼書を訂正して提出してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問合せ先までお問い合わせください。
 - すべての方がご確認ください。
 - 加入内容変更依頼書の「職種級別」欄は正しく記載されていますか？
（「職業・職務」別の職種級別については、下記職種級別区分表をご覧ください）
 - 加入内容変更依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？
 - 夫婦型・家族型にご加入の方はご確認ください。
 - 被保険者（保険の対象となる方）の範囲についてご確認いただきましたか？保険の対象となる方の範囲については、3ページをご覧ください。
3. 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容についてご確認いただきましたか？ 特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」などお客様にとって不利益となる情報や、「告知義務（ご加入時に代理店または保険会社に重要な事項を申し出てください）・通知義務（ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に代理店または保険会社に連絡していただく義務）」、「補償の重複に関するご注意*」が記載されていますので必ずご確認ください。

*現在のご加入を解約して新たにご加入いただく場合には、お客様に不利益が生じる可能性があります。

*例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

▼ご本人の職種級別（「職業・職務」）をご確認ください

以下の職種級別区分表をご確認いただき、加入内容変更依頼書の該当欄に記載されている職種級別（「職業・職務」）が異なっている場合にはご訂正の上、ご提出ください。

職種級別（「職業・職務」）区分

◎職種級別（「職業・職務」）A⇒下表「級別Bに該当する職種」以外の職種

◎職種級別（「職業・職務」）B⇒下表に該当する職種を職業としている場合

（なお、送電線架線工・敷設工・電気通信設備工などの「電気作業員」の方々は級別Aとなります）

| | 級別Bに該当する職種 | 主な例（いずれも趣味やボランティア活動で行うものは除きます） |
|--------|--|--|
| 建設作業員 | ●大工 ●とび工 ●左官 ●配管工 ●測量作業員 | 農林業作業員 ●農耕作業員 ●植木職・造園師 ●育林・伐木作業員 ●養畜作業員 |
| 自動車運転者 | ●バス運転者 ●タクシー運転者 ●貨物自動車運転者 自動車を用いて配達作業に従事する方を含みます。ただし、下記は除きます。 ・訪問先への移動手段として自動車運転を行う者 ・建設用機械の運転者（クレーンやパワーショベル等） ・二輪自動車の運転者 | 漁業作業員 ●漁労作業員（船長・航海士等も含む） ●潜水漁師 ●水産養殖作業員 |
| | | 採鉱・採石作業員 ●採掘作業員 ●じゃり・砂・粘土採取作業員 ●ダム・トンネル掘削作業員 |
| | | 木・竹・草・つる製品製造作業員 ●製材工 ●合板工 ●木工 ●木彫工 ●船大工 |

●重要事項説明書 [契約概要・注意喚起情報のご説明]

団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

[マークのご説明] ▶▶▶

契約概要

…保険商品の内容をご理解いただくための事項です。

注意喚起情報

…ご加入に際してお客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください情報です。

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。**必ず最後までお読みください。**

ご加入前におけるご確認事項

- ・ご家族等を保険の対象となる方とする場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
- ・ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1. 商品の仕組み

契約概要

この保険は、一般社団法人電気通信共済会をご契約者とし、日本電信電話(株)ならびにその系列会社の在職者・退職者を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2. 基本となる補償および主な特約の概要等

契約概要

注意喚起情報

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3. 補償の重複に関するご注意

注意喚起情報

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の可否をご検討ください*2。

- 個人賠償責任補償特約 ●受託品賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約
- ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。

*2 1契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約したときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4. 保険金額等の設定

契約概要

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

5. 保険期間および補償の開始・終了時期

契約概要

注意喚起情報

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

契約概要

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。なお、本パンフレットに記載の保険料は募集実績等に応じて変動することがありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 保険料の払込方法

契約概要

注意喚起情報

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

注意喚起情報

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

7. 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

8. 告知義務

注意喚起情報

加入内容変更依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(取扱代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については14ページの「3. 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なる場合があります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】 ★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

| 項目名 | 基本補償・特約 | 傷害補償 | 個人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産等 |
|---------|---------|------|----------------------------|
| 職業・職務*1 | | ☆ | — |

※すべての補償について「他の保険契約等*2」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。

*2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことです。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

9. クーリングオフ

注意喚起情報

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

10. 保険金受取人

注意喚起情報

【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険への加入についてご説明くださいますようお願い申し上げます。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

11. 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

注意喚起情報

現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。

12. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とすることにご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

13. その他ご加入に関するご注意事項

注意喚起情報

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約については引受保険会社と直接締結されたものとなります。
- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入内容変更依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

14. 個人情報の取扱い

注意喚起情報

- 保険契約者である電気通信共済会は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。電気通信共済会、引受保険会社および引受保険会社のグループ各社、きらら保険サービス株式会社、電気通信産業労働者共済生活協同組合は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます）を、保険・共済引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を電気通信共済会、他の保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
 - ⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を引受保険会社、契約者に対して提供すること詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
- 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いませぬ。

15. 保険の対象となる方からのお申出による解約

注意喚起情報

傷害補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

16. 満期を迎えるとき

契約概要

【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 引受保険会社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【加入内容変更依頼書記載の内容】

加入内容変更依頼書に記載しているご加入者（日本電信電話（株）ならびにその系列会社の在職者・退職者）の氏名（ふりがな）、氏名コード、所属等について確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の加入内容変更依頼書には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの加入内容変更依頼書記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

保険に関するご意見・ご相談

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

注意喚起情報

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日 午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

ご加入後にご注意いただきたいこと

以下1、2のお手続きにつきましてはユアサポートのHP (<http://your-support.co.jp/>) にアクセスしていただき、お手続きをお願いします

1. 解約されるとき

契約概要

注意喚起情報

ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、引受保険会社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

2. 事故が起きたとき

事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらおすすめてください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。また、**過去の保険金支払状況に応じて診断書のご提出や医療機関への照会をさせていただきます場合がございますのであらかじめご了承ください。**
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・引受保険会社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては引受保険会社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、引受保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願い申し上げます。
- 保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、弊社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は引受保険会社に移転します。
- 賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、引受保険会社から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

3. 通知義務等

注意喚起情報

【通知事項】

加入内容変更依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、12ページの「8. 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

4. 保険会社破綻時の取扱い等

注意喚起情報

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

| 補償内容 | 保険期間 | 経営破綻した場合等のお取扱い |
|-----------------------------------|------|---|
| 傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償 | 1年以内 | 原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。 |

万一事故にあわれた際のお手続き方法

① まずは事故報告

ユアサポート株式会社ホームページ (<http://your-support.co.jp/>) にアクセスいただき、事故受付ページから、詳しい状況のご報告をお願いいたします。

② 必要書類のご手配

事故報告をいただいた後、東京海上日動火災保険株式会社から保険金のご請求に必要な書類一式をご手配させていただきます。

③ 保険金請求書・必要書類のご返送

保険金請求書の必要事項をご記入いただき、その他必要書類とあわせて返送用封筒にてご返送ください。

④ 保険金のお支払い

保険金請求書の内容にもとづいて保険会社から保険金をお支払いさせていただきます。

よくあるご質問

Q1 『まもるくん』は、退職後も引き続き加入することができますか？

A. 現在「まもるくん」にご加入いただいている方は、ご退職後も引き続き「団体契約」としてまもるくんに継続加入することができます。現役社員の皆様と同じ割引率が適用されますので割安です。ご退職時には、保険料を「口座振替」に変更する必要があります。

Q2 自転車運転による賠償事故も補償の対象になりますか？

A. 個人賠償責任補償（オプション）にご加入いただければ、月々100円で自転車運転中の事故はもちろん、国内外を問わず、日常生活の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなど、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

ご加入内容の変更に関するお問い合わせ先・万一事故にあわれた際のご連絡先

幹事取扱代理店 * 幹事取扱代理店とは保険契約の締結業務および付随業務を複数の代理店にて共同で行う場合において代表となる代理店をいいます。



電通共済生協グループ

ユアサポート株式会社

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地
ワテラスタワー16階

共同代理店 きらら保険サービス株式会社



0120-141-175



午前9：00～午後5：30（土・日・祝日を除く）

詳しくは
WEBから

ユアサポート

検索

<http://www.your-support.co.jp/>



【取扱代理店における個人情報の取扱いに関するご案内】

(ユアサポート(株)) ご加入時に記載いただいた個人情報は、当社が委託を受けている各保険会社の各種商品やサービスのご案内・ご提供・維持管理を行うために利用させていただきます。なお、当社が委託を受けている保険会社の範囲および当社における個人情報の取扱いについては、当社ホームページ (<http://www.your-support.co.jp/>) の「個人情報保護方針」をご覧くださいませようお願ひ申し上げます。

(きらら保険サービス(株)) ご加入時に記載いただいた個人情報は、当社が委託を受けている各保険会社の各種商品やサービスのご案内・ご提供・維持管理を行うために利用させていただきます。なお、当社が委託を受けている保険会社の範囲については、当社ホームページ (<http://www.ki-ra-ra.jp/>) の「会社概要」を、また、当社における個人情報の取扱いについては、同「個人情報保護方針」をご覧くださいませようお願ひ申し上げます。

<共同保険引受保険会社について>

この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険株式会社が他の引受保険会社の代理・代行を行いません。各引受保険会社は、募集期間終了後に決定される引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。なお、引受割合につきましては、団体窓口にご確認ください。

引受保険会社(幹事)



東京海上日動

非幹事保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
日新火災海上保険株式会社

※引受保険会社は変更となる場合があります。

16-T14721 (平成28年6月作成)